

国立市緑の基本計画及び生物多様性地域戦略【骨子案】

計画の概要

1 計画改定の目的

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条の規定に基づくもので、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための計画です。

生物多様性地域戦略とは、生物多様性基本法第13条に基づくもので、生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。

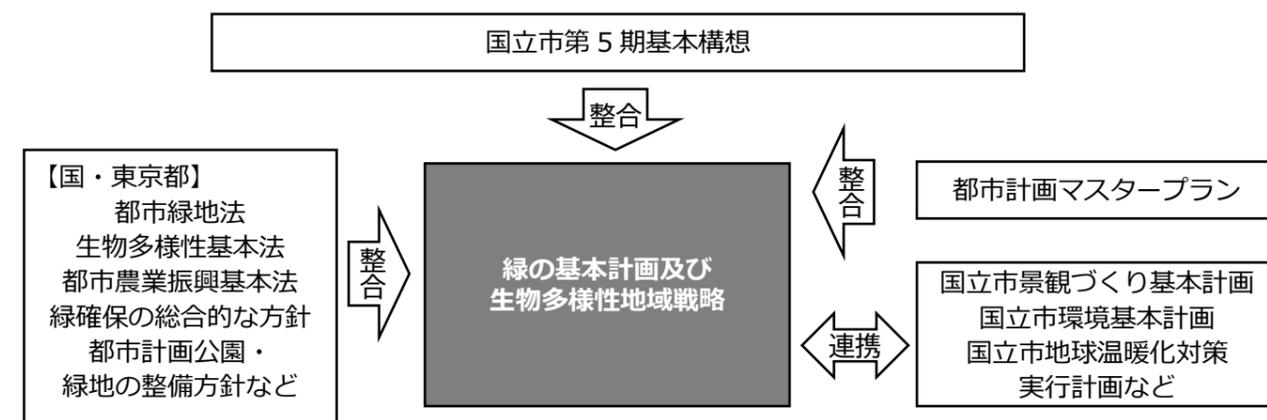
平成15(2003)年度に策定した「国立市緑の基本計画」(以下、「前計画」)が20年以上経過していることから、これまでの取組の状況を評価・分析するとともに、「国立市第5期基本構想」をはじめとする上位関連計画との整合、近年の社会情勢等を踏まえた新たな取組を推進していくため、前計画を見直すとともに、「生物多様性地域戦略」の策定を含め、「国立市緑の基本計画及び生物多様性地域戦略」(以下、「本計画」)として改定するものです。

2 「緑」の定義

本計画の中の「緑」という言葉は、植物だけでなく、植物が生育する樹林地、農地、河川、水路、住宅地などの空間を指し、さらに、そこに生息する動物を含めたものを総称しています。

3 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「国立市第5期基本構想」やまちづくりの基本プランである「国立市都市計画マスタープラン」、国・東京都の諸計画と整合を図るとともに、「国立市景観づくり基本計画」「国立市環境基本計画」「国立市地球温暖化対策実行計画」等と連携を図ります。



4 計画期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和17(2035)年度までの10年間を計画期間とします。

5 緑を取り巻く社会情勢の変化

(1) 地球規模での環境リスクの深刻化

地球規模において、気候変動や自然災害の激甚化・頻発化、生物多様性の損失等の環境リスクが深刻化し、課題となっています。

気候変動対策では、我が国において、2020年に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年比で46%削減することを目標としました。東京都では、2030年までに温室効果ガス排出量を2000年比で50%削減する「カーボンハーフ」を表明し、「ゼロエミッション東京戦略」の取組を加速しています。本市においても、令和3(2021)年2月にゼロカーボンティを表明し、温室効果ガス排出量を2030年度までに、2013年度比で60%以上削減する目標に取り組んでいます。

(2) 世界的な生物多様性保全に対する機運の高まり-ネイチャーポジティブの達成-

令和4(2022)年12月、生物多様性条約第15回締約国会議において、生物多様性の減少を止め、反転させて、自然を回復軌道に導くための緊急行動をとる(=ネイチャーポジティブ)ことを掲げた、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。これを受け、国は生物多様性国家戦略2023-2030を策定、東京都も東京都生物多様性地域戦略を策定し、ネイチャーポジティブの実現に向けた施策を推進しています。本市においても、ネイチャーポジティブを達成するため、計画改定に併せ、生物多様性地域戦略を策定します。

(3) 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の加速

平成27(2015)年に国連において「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。「持続可能な開発目標(SDGs)」には、令和12(2030)年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットが定められ、本計画では「11 住み続けられるまちづくりを」「13 気候変動に具体的な対策を」「15 陸の豊かさを守ろう」「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」の目標達成に貢献する施策を展開していきます。

(4) デジタル社会の急速な進展

東京都では、令和6(2024)年3月に「パークマネジメントマスタープラン」を改定し、デジタル技術を積極的に導入・活用し、管理の効率化と質の向上を図り、様々なニーズに応じたサービス提供に活かすこととしています。本市においても、「国立市DX推進計画」を策定し、デジタル化を推進しています。

公園緑地分野においては、公園台帳のデータ化や公園管理のデジタル化等の検討や導入が進められています。

(5) 価値観の多様化やライフスタイルの変化

新型コロナウイルス感染症の流行により、人々の生活や経済、行動様式は大きく変化し、暮らし方や働き方は多様化してきました。緑の中で身体を動かしたり、緑に触れたり、緑を介したコミュニティ形成を図ることで、Well-beingの向上につながります。

(6) グリーンインフラの取り組みの推進

自然環境に有する機能を社会における様々な課題解決に活用する「グリーンインフラ」の取り組みが進められており、生物の生息・生育地の創出や公園・道路等における樹木の整備・維持等が取り組まれています。

国では、令和5(2023)年9月に「グリーンインフラ推進戦略2023」を策定しました。

東京都では、令和5(2023)年に「東京グリーンビズ」を策定し、東京の緑を「活かす」取組の一つとして、公共用地へのグリーンインフラの先行導入を推進しています。

(7) 緑の基本計画の変遷

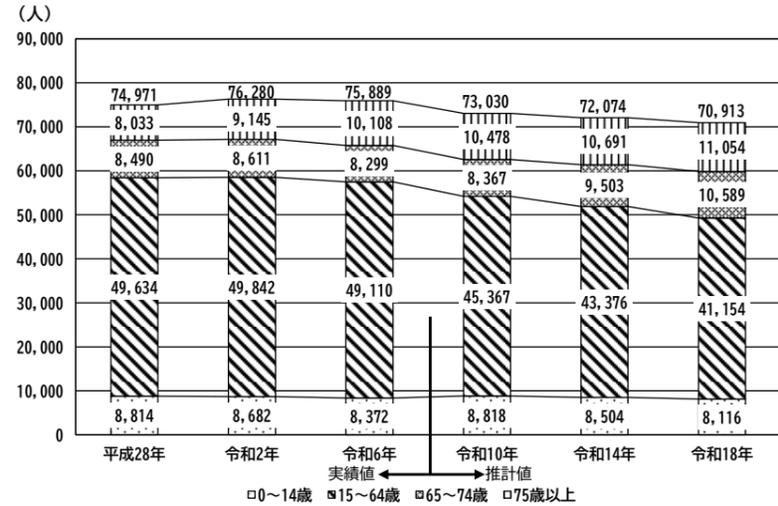
平成29年(2017)に都市緑地法等が改正され、「緑地の定義に農地が含まれることを明確化」、「緑の基本計画の記載事項に、都市公園の管理の方針及び生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項を追加」、「公園施設の設置管理にかかる公募選定制度(Park-PFI)の創設」などが新たに定められました。

緑の現況

1 国立市の概況

(1) 人口推移と構成

- 令和 6 (2024) 年 1 月 1 日現在の人口は、75,886 人で、前計画が基準としている平成 12 (2000) 年の約 70,000 人と比べると、約 5,000 人増加しています。
- 最新の将来人口推計では、今後減少する見通しとなっており、少子化・高齢化社会が続くと推定されます。

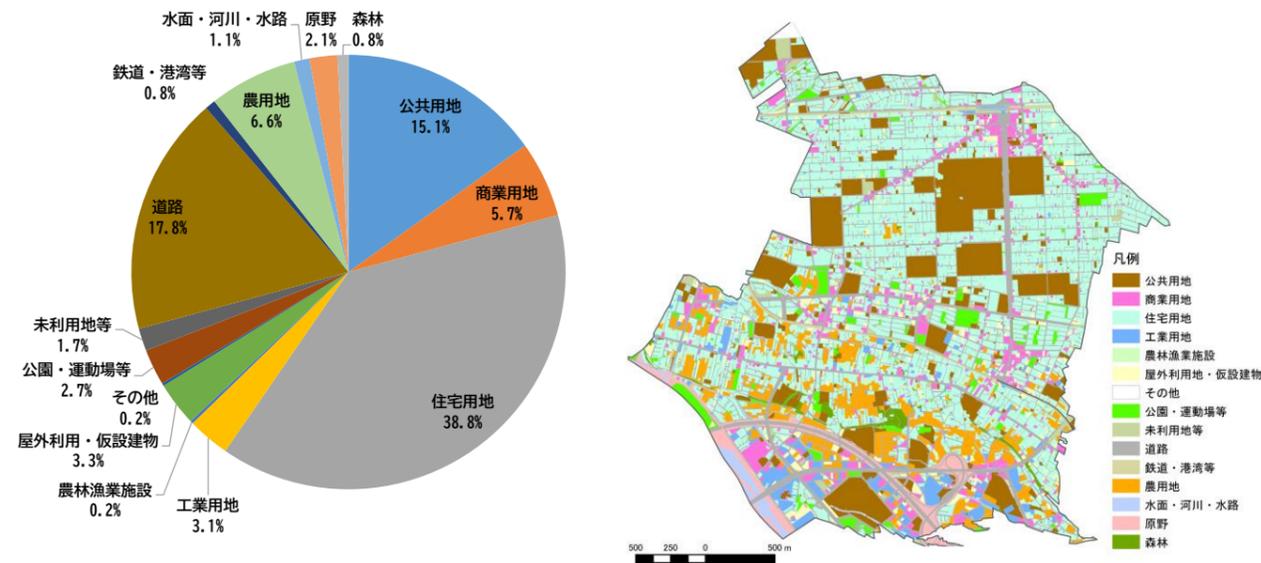


将来人口推計

資料：国立市住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）、国立市第 5 期基本構想

(2) 土地利用

- 本市の土地利用は、住宅用地が市域全域の約 40% を占めており、森林・農地等の自然的土地利用は約 10% を占めています。
- 前計画から比べると、南側の農地が減少し、宅地等が増えている傾向となっています。



土地利用現況

資料：令和 4 年度東京都土地利用現況データ

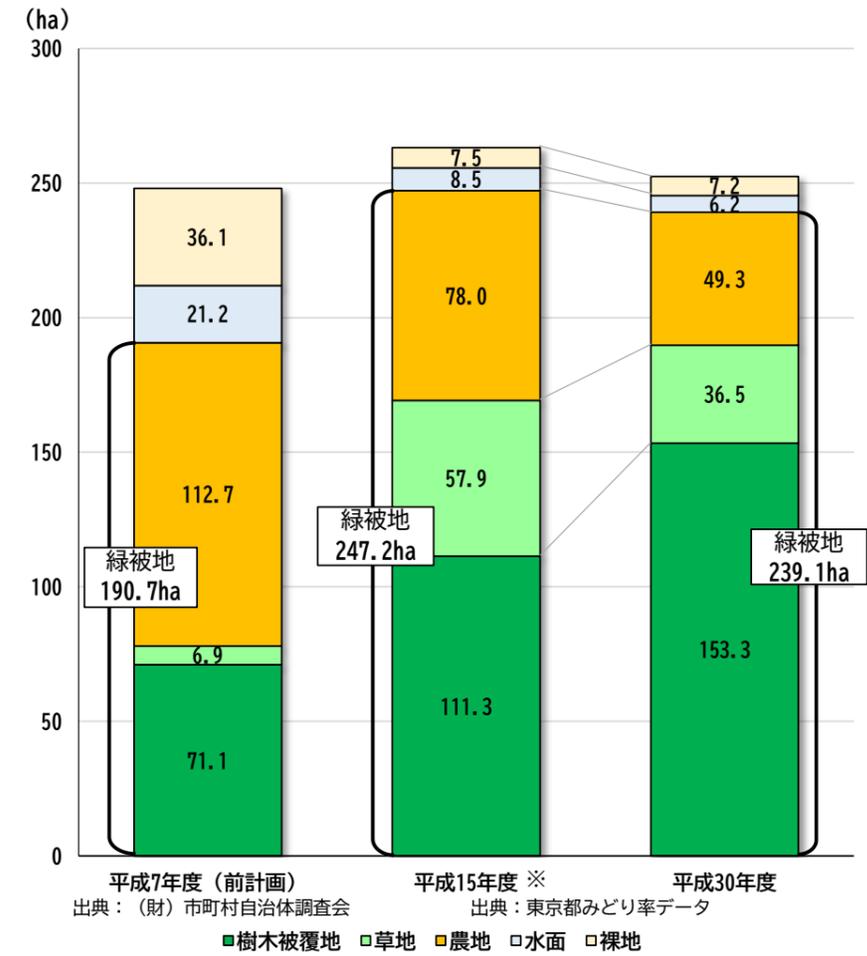
2 緑の現況

(1) 緑被(平成 30 年度) ※最新データ (R6 年撮影) 公開が遅れている

- 本市全体の緑被地の面積は、平成 30 年度時点で約 239.1ha、緑被率は 29.3% です。
- 平成 15 年度と比較すると、緑被面積は 8.1ha、緑被率は 1.0 ポイント減少しました。

■緑被等の状況

分類	出典：(財)市町村自治体調査会 平成7年度(前計画)		出典：東京都みどり率データ 平成15年度		平成30年度		増減	
	面積 (ha)	市域に占める割合 (%)	面積 (ha)	市域に占める割合 (%)	面積 (ha)	市域に占める割合 (%)	面積 (ha)	ポイント
緑被地	190.7	23.4	247.2	30.3	239.1	29.3	△ 8.1	△ 1.0
樹木被覆地	71.1	8.7	111.3	13.7	153.3	18.8	42.0	5.2
草地	6.9	0.8	57.9	7.1	36.5	4.5	△ 21.4	△ 2.6
農地	112.7	13.8	78.0	9.6	49.3	6.0	△ 28.7	△ 3.5
水面	21.2	2.6	8.5	1.0	6.2	0.8	△ 2.3	△ 0.3
裸地	36.1	4.4	7.5	0.9	7.2	0.9	△ 0.3	△ 0.0
建物・道路等	567.0	69.6	551.8	67.7	562.5	69.0	10.7	1.3
市全体	815.0	100	815.0	100	815.0	100	0.0	0.0



緑被率の構成割合

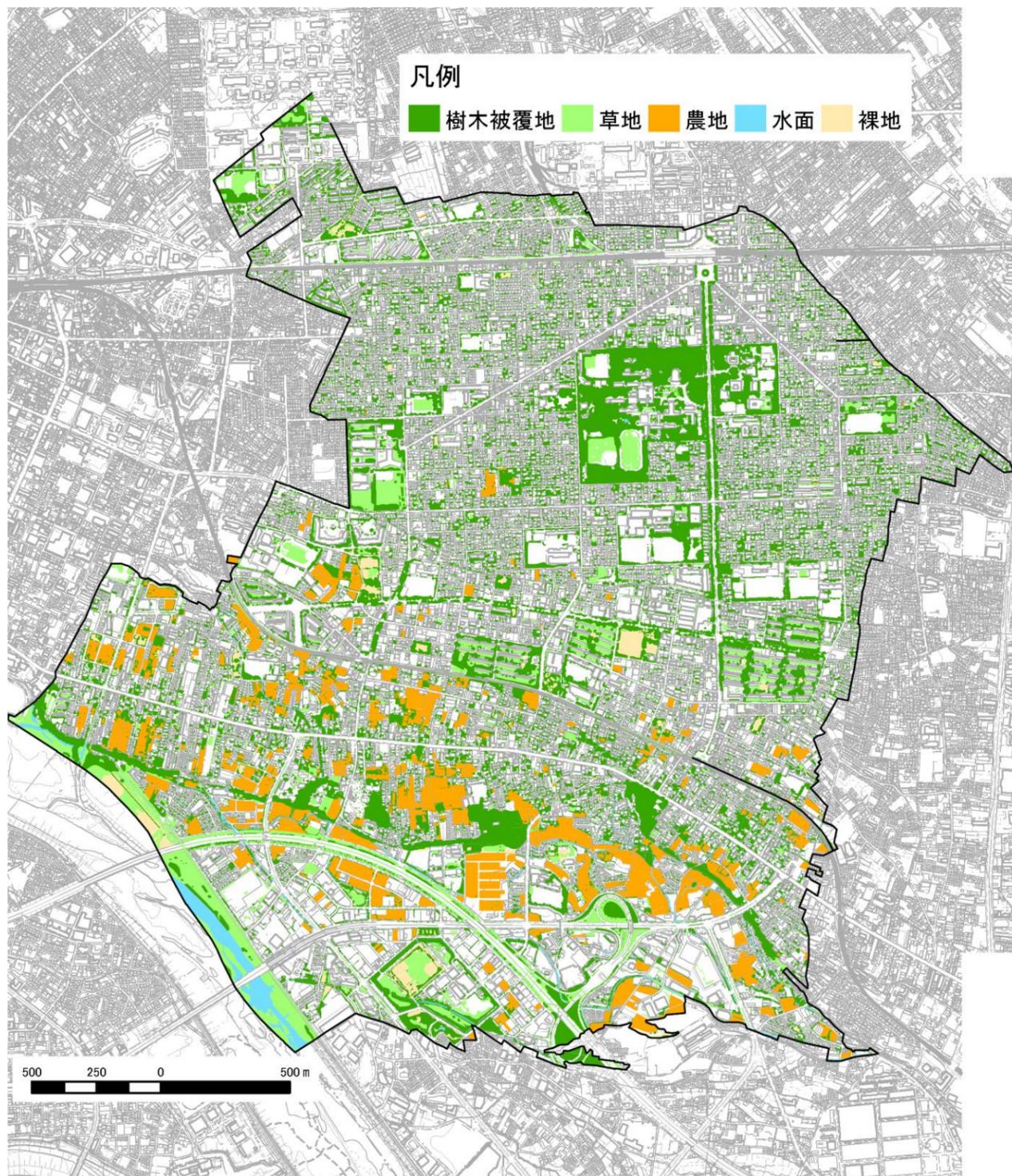
※計画策定時と統計手法が異なることから、前計画の直近データを提示
資料：国立市緑の基本計画(平成 15 年度)、東京都みどり率データ

(2) 公園の整備状況

- ・公園緑地は、令和6年2月1日現在、約24.4ha整備されています。このうち、都市公園は約15.8haを占めています。
- ・住民一人当たりの公園面積は、3.21㎡/人で、前計画が基準としている平成14年4月1日の値(3.16㎡/人)と比較すると0.05㎡/人上昇しており、多摩地域の中で、21番目となっています(令和5年4月1日現在)。

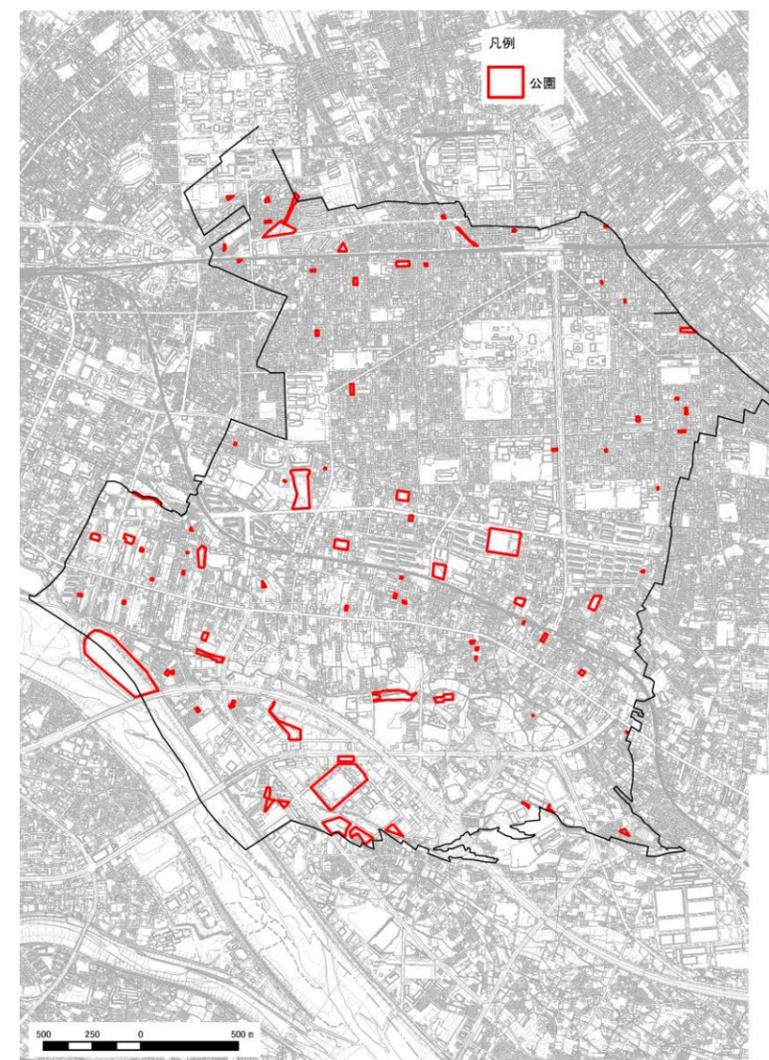
■公園緑地の整備量(令和6年2月1日現在)

種別	箇所数	面積(㎡)	㎡/人	種別	箇所数	面積(㎡)	㎡/人
街区公園	20	42,331	0.56	児童遊園	52	17,189	0.23
近隣公園	4	59,131	0.78	ちびっこ広場	3	1,435	0.02
地区公園	1	56,166	0.74	広場、緑地ほか	13	67,188	0.89
その他	1	522	0.01	都市公園以外計	68	85,812	1.13
都市公園計	26	158,150	2.08	公園緑地合計	94	243,963	3.21



緑被分布図

資料：平成30年東京都みどり率データ



課題

1 緑に関わる課題

(1) 生物多様性に関する課題

【外来種の増加による在来種への影響】

- 令和5年度に実施した「市内の生物における生息状況調査」の結果から、特に、植物・鳥類・昆虫類・魚類において、外来種が増え、交雑や競合により、一部の在来種に影響を与えている結果が出ています。

【水辺環境の減少】

- 水域の環境では、昆虫類のミズカマキリ、コガムシ、シジミガムシの3種については、いずれも水田や池沼等の止水の湿地に生息する種であり、近年では確認がないことから、それらの環境が減少している可能性があります。公園緑地等に、池の整備など、生物の生息環境を整えることが望ましいと言えます。

【生物多様性に対する関心や認知度】

- 令和5年度に実施した「緑に関するアンケート調査」の結果から、生物多様性への関心や認知度は、高い結果を示しています。一方で、生物多様性の保全に貢献する行動として、「取り組みたい行動はあるが行動に移せていない」という回答が多い傾向が見られ、生物多様性に関する行動変容を促す取り組みが重要と言えます。

(2) 緑の量と質に関する課題

【緑の量の減少】

- 令和5年度に実施した「緑に関するアンケート調査」の結果から、緑の量については、「どちらかと言えば多いと感じる」、「多いと感じる」が最も多い結果となりました。一方で、10年前と比較して、緑の量の変化については、「増えている」より「減っている」と感じている方が多いようです。特に、「田畑」と「道路（街路樹）」は、「減っている」と答えた方の割合が高い結果となりました。

【緑の適切な管理による緑の質の向上】

- アンケート結果によれば、市民の緑に対する認識として「適切に管理されているか」という問いについて、「公園や街路樹、生け垣や花壇などが適切に管理されている」と回答した方が多い一方で、「落ち葉などが適切に清掃されている」、「枯れていたり弱ったりした樹木がそのままにされず、剪定や植替えが適切に行われている」に対しては、満足している人が70%を切り、比較的、「あまり思わない」と「まったく思わない」と不満を感じている人の割合が高くなっています。樹木の剪定や更新について、緑の保全に対する関心を高めるためにも、適切な管理を行っていくことが重要です。

【生物の生息空間としての緑の質向上と親しみやすい緑空間の創出】

- 緑を単に増やすだけでなく、生物の生息空間として質を向上させるために、地域生態系に配慮した緑化を行うことが重要です。一方で、彩りや賑わいの創出など、緑に関心を向けるきっかけとして、園芸種等による緑の創出も必要と考えます。土地や地域の特性に応じた緑化の考え方の整理が必要です。

(3) 協働に関する課題

【市民による緑に関する取り組み】

- 令和5年度に実施した「緑に関するアンケート調査」の結果から、市民の緑に対する関心は非常に高いものとなっています。一方で、緑に関する取り組みでは、「花や観葉植物を育てる」が最も多いのに対して、2番目に多い回答としては、「特に行っていない」でした。生物多様性に対する結果と同様に、緑への関心の高さに対して、特に、行動に移せていない市民が多くいると言えます。行動に移せない理由として、「時間」や「場所」がないという回答が多く、さらには、「何をしたらよいのか、よくわからない」という回答も目立ちました。

【市民が緑に関心を持てる取り組み】

- 緑に関心を持てるようになったり、取り組みができるようになるためには、情報提供、イベント開催等が必要です。令和6年度に実施した「緑に関する市民ワークショップ」の中でも、情報の提供や広報の仕方などを、重要と捉えている市民が多くいました。また、「子どもたちに伝える、体験させる、教育する」とした回答も多くありました。環境学習や体験イベントの参加しやすい方法を検討し、多くの子どもたちが参加し、緑に関心を持てるような仕組みづくりも重要です。
- ボランティア活動については、参加者の固定化や高齢化が問題となっており、活動を知ってもらうこと、活動に楽しさを取り入れていくことで、参加者を増やしつつ継続させていくことが重要です。

2 課題からみた改定の視点

国立市を取り巻く現況、社会情勢、前計画の主な取組状況、緑に関わる課題から、改定へ向けた視点を整理しました。

視点1：骨格となる緑と生物多様性の保全へ向けた取り組みの推進

市の骨格となる、まとまりのある緑や街路樹に代表されるような連続性のある緑は、市民にとっても親しみがあり、大切にしていきたい、重要であるという認識が、市民アンケートの結果からも出ています。国立を代表するような緑は、引き続き保全の視点が重要となります。生物多様性の保全については、前計画で取り入れられているものの、各種調査結果から生物多様性の損失が危惧されていることから、緑の保全と合わせて、さらに取り組みを推進します。

視点2：市民が緑に親しみを持ち協働した取り組みの推進

協働に関する取り組みは、まずは緑について、市民が自分事として捉え、親しみを持つことが第一歩です。自ら行動を起こし、主体性を持つことで、緑に対する捉え方が変わっていきます。さらに、活動はひとりで行うのではなく、みんなで行うことで、継続性がでて、出来るが増えていきます。

アンケート結果では、緑や生物多様性について、市民全体としての関心や認知度が高いにも関わらず、取り組みや行動に移せていない市民が多くいることが現状です。市民が緑に親しみ、主体性を持ち、楽しみながら活動できるような継続・協働できる仕組みづくりやネットワークの構築に、取り組むことが重要です。

基本的な考え方

1 基本方針と施策の枠組み

- 各課ヒアリング結果や施策の取り組み状況、生物調査、市民アンケート結果から整理し、改定の視点である「緑の保全」、「生物多様性」、「市民との協働」等を踏まえ、再構成しました。
- 施策系統や個別施策は、基本的には引き継ぐものとします。

- 基本方針1「国立ならではの緑の保全」は、前計画から引き続きの方針とします。
- 基本方針2「次代につなげる生物多様性の保全」は、全計画の「緑の復元・再生」を、生物多様性の保全の観点から包括し、次代につなげる生物多様性の保全を主とした方針とします。
- 基本方針3「親しみのある緑の保全と活用」は、前計画の「緑の創出・向上」では、廃止意向の施策も多く、今ある緑について、適切な維持管理や保全をする方向性が求められていることから、保全と活用を主とした方針とします。
- 前計画では、各方針において、市民と協働した取り組みが施策として散見していることから、本計画では、「市民と協働による取り組みの推進」を共通の方針とします。

基本方針	施策系統	個別施策	
基本方針1 国立ならではの 緑の保全	1-1 骨格的な緑の保全	1-1-1 緑地保全地域・歴史環境保全地域の拡充 1-1-3 崖線民有地樹木の保全	1-1-2 都市緑地の保全 1-1-4 谷保の原風景保全基金の活用
	1-2 まちなかの緑の保全	1-2-1 保存樹木の指定 1-2-3 保存樹木の指定	1-2-2 特別緑地の指定
	1-3 農地の保全	1-3-1 生産緑地地区の指定推進	
基本方針2 次代につなげる 生物多様性の保全	2-1 生物多様性の浸透と自然環境の復元	2-1-1 自然植生に配慮した植栽の推進 2-1-3 広域的な自然環境保全への取り組み	2-1-2 公園緑地や公共施設における生物生息空間の保全
	2-2 環境共生型まちづくりの推進	2-2-1 緑のリサイクル推進	
	2-3 伝統的な風景の再生	2-3-1 二次林の再生 2-3-3 都市景観形成重点地区の指定	2-3-2 歴史文化資源周辺の緑地保全
基本方針3 親しみのある 緑の保全と活用	3-1 公園緑地の整備	3-1-1 都市公園・緑地の整備	3-1-2 公園緑地の再整備
	3-2 市街地・民有地の緑化推進	3-2-1 公共施設等の緑化推進 3-2-3 地区計画による緑化推進	3-2-2 住宅地等における接道部緑化の推進 3-2-4 緑化ガイドラインの作成
	3-3 緑のネットワークの整備	3-3-1 道路緑化の推進 3-3-3 水辺の親水空間の保全	3-3-2 散歩道・散策路の整備
共通方針 協働による 取り組みの推進	協-1 多様な主体による緑のまちづくり	協-1-1 自然環境管理ボランティア活動の推進 協-1-3 緑の活動のネットワークづくり	協-1-2 市民参加型公園の推進 協-1-4 緑化リーダーの養成
	協-2 緑とふれあいの場の創出	協-2-1 農業体験学習会の開催 協-2-3 自然観察会の開催	協-2-2 市民農園の整備 協-2-4 緑化・園芸イベントの実施
	協-3 緑や生物多様性に関する普及啓発	協-3-1 子どもたちへ向けた環境教育の推進	協-3-2 緑や生物多様性に関する情報発信